

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会定款第9条、第23条及び第31条の2の規定に基づき、社会福祉法人長崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の業務に従事する役員、評議員及び各種委員等（以下「役員等」という。）に対する報酬等の基準及び額に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第6条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第17条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、専ら役員の業務を行うために週3日以上かつ週23時間15分以上勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 各種委員等とは、本会の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を聞くための者をいう。
- (6) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款9条に定める金額の範囲内で、**7,850円**を支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬及び期末手当の額は、長崎市の「外郭団体等に勤務する元本市職員の給与に関する基準」とする。
- (2) 通勤手当の額は、事務職員の例による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度**7,850円**を支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する非常勤役員には、支給しない。

4 監事が監査業務に従事したときの報酬は日額とし、**10,000円**を支給する。

5 各種委員等の額は日額とし、委員会等への出席の都度**7,850円**を支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼務する委員等には、支給しない。

(報酬の支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができる。

2 常勤役員の報酬の支払方法は、事務職員の例による。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の実施に対して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 「社会福祉法人長崎市社会福祉協議会会長報酬等に関する規程」並びに「社会福祉法人長崎市社会福祉協議会役員等の費用弁償費に関する規程」は、令和2年3月31日で廃止する。